

○ 付議事案

**「学生納付特例制度で猶予された国民年金保険料を追納した際の社会保険料控除の申告における必要書類の周知について」**

第 121 回会議

1. 開催日 令和 7 年 11 月 18 日 (火)
2. 場所 大手前合同庁舎 11 階 近畿管区行政評価局会議室
3. 出席者 藪野座長、黒川委員、大草委員、白井委員、砂田委員、山谷委員、事務局
4. 審議で出された主な意見
  - 長年の年末調整の書類作成の経験でも、控除証明書があれば領収証書の添付を必要とされることは皆無である。日本年金機構において一定程度周知されてはいるが、年末調整や確定申告の経験がないか、不慣れな若い人にとっては、追納時の領収証書が必要とは気が付かないことが起こり得るのは想定できる。
  - 本件相談者のように申告漏れに気付いていない国民も多いと思うので、更なる周知徹底が必要と考える。
  - 現状の周知時期よりも早期の段階から、年末調整時等における注意点について周知していくべきである。  
また、例えば、国民年金保険料追納申込承認通知書に本件周知事項を記載する場合であれば、特に大事な箇所の字体をゴシック体にする等、強調して目を引くような工夫もできればよいと思う。
  - 日本年金機構も色々工夫しているところではあるが、ホームページで周知事項にたどり着くために学生納付特例制度を案内するページからは最低 6 回、追納制度を案内するページからは最低 5 回のページ遷移が必要ということから、現在のホームページの見直しが必要ではないか。リーフレットにも、「控除証明書に加えて追納時の領収証書が必要な場合がある」旨を書き添える必要がある。
  - 国民年金追納勸奨状や学生納付特例承認通知書には、新設する社会保険料控除特設ページに遷移できる二次元コードを印字する対応を検討してもらえるとのことであり、これは是非実現してほしい。

(当局ホームページ : <https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html>)